

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対する支援について

新型コロナウイルスによる影響を受けた事業者への広島市や国等の支援制度をご紹介します。支援制度の詳細については、各担当課等へお問い合わせください。

【支援策一覧】

区分	内容	担当課等
融資に関すること	<p>広島市新型コロナウイルス感染症特別融資(経営基盤強化・拡大資金)</p> <p>セーフティネット保証の認定書の交付履歴がある中小企業者等が、以下の取組を行うために必要となる資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○テレワーク、フレックスタイム等の「新しい生活様式」に対応した働き方改革を進め、生産性の高い事業基盤を整備する取組 ○経営基盤の強化に向け、新分野進出や事業多角化等を行う取組 <p>【金利】1.0% 以内 【限度額】中小企業者、組合1億円 【信用保証料】初回融資分の保証料は広島市が全額補助 【申込方法】取扱金融機関へ申し込む。</p>	<p>広島市経済観光局産業立地推進課 (TEL:504-2241 FAX:504-2259)</p> <p>【取扱金融機関】 商工組合中央金庫、広島銀行、もみじ銀行、山口銀行、中国銀行、山陰合同銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合</p>
	<p>広島市新型コロナウイルス感染症特別融資(再起チャレンジ資金)</p> <p>コロナ禍の影響により廃業を余儀なくされた経営者(法人であった場合は役員を含む。)が、従前培った技術、人脈、経営資源等を活かして再起業するために必要な資金(既に再起業している場合を含む。)</p> <p>【金利】0.8% 以内 【限度額】2,000万円 【信用保証料】初回融資分の保証料は広島市が全額補助 【申込方法】取扱金融機関へ申し込む。</p>	
	<p>広島市中小企業特別融資(セーフティネット資金)</p> <p>・業歴3か月以上1年1か月未満の事業者でも利用できるよう認定基準の運用が緩和されています。</p> <p>【金利】1.0% 以内 【限度額】中小企業者、組合3,000万円 【申込方法】市の認定書を添付して、取扱金融機関へ申し込む。</p> <p>○セーフティネット保証4号 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて1か月の売上高等が前年に比べて20%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年に比べ20%以上減少することが見込まれる中小企業者等の必要とする資金</p> <p>○セーフティネット保証5号 国が指定する業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年に比べて5%以上減少[*]した中小企業者等の必要とする資金</p> <p>* 時限的な運用緩和として、2月以降直近3か月の売上高等が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高等見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可 (例:2月の売上高等実績+3月、4月の売上高等見込み)</p>	
	<p>広島市中小企業特別融資(景気対策特別融資)</p> <p>最近3か月間の月平均売上高、売上総利益率及び営業利益率のいずれかが最近3か年のいずれかの年の同期の月平均売上高等に比べて10%以上減少している中小企業者等が、事業の資金繰りの円滑化を目的として利用する資金</p> <p>【金利】1.0% 以内 【限度額】中小企業者、組合3,000万円 【申込方法】取扱金融機関へ申し込む。</p>	

区分	内容	担当課等
融資に関すること	<p>※広島県緊急対応融資(セーフティネット資金)</p> <p>・業歴3か月以上1年1か月未満の事業者でも利用できるよう認定基準の運用が緩和されています。</p> <p>【金利】3年以内0.8%、5年以内1.0%、10年以内1.2% 【限度額】中小企業者8,000万円、組合等1億6,000万円 【申込方法】市の認定書を添付して、取扱金融機関へ申し込む。</p>	<p>広島県経営革新課 (TEL:513-3321)</p> <p>【取扱金融機関】 商工組合中央金庫、広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、四国銀行、西日本シティ銀行、山陰合同銀行、西京銀行、鳥取銀行、百十四銀行、愛媛銀行、香川銀行、トマト銀行、県内の各信用金庫・各信用組合</p>
	<p>○セーフティネット保証4号</p> <p>利用条件については広島市中小企業特別融資の場合と同様(前記)</p> <p>○セーフティネット保証5号</p> <p>利用条件については広島市中小企業特別融資の場合と同様(前記)</p>	
	<p>※広島県緊急対応融資(緊急経営基盤強化資金)</p> <p>最近3か月間の月平均売上高、売上総利益率及び営業利益率のいずれかが前年同期の月平均売上高等に比べて5%以上減少している等の中小企業者等が、事業の資金繰りの円滑化を目的として利用する資金</p> <p>【金利】3年以内0.8%、5年以内1.0%、10年以内1.2% 【限度額】中小企業者、組合等4,000万円 【申込方法】取扱金融機関へ申し込む。</p>	
	<p>※日本政策金融公庫新型コロナウイルス感染症特別貸付制度</p> <p>同感染症の影響を受けて1か月の売上高等が前年又は前々年等に比べて5%以上減少した中小企業者等(フリーランスを含む。)の必要とする資金</p> <p>○国民生活事業(主に小規模事業者向け)</p> <p>【金利】基準利率(借入後当初3年間 基準利率-0.9%) 【限度額】8,000万円 (借入後当初3年間の利下げの対象となる借入限度額6,000万円) 【申込方法】日本政策金融公庫(国民生活事業)へ申し込む。</p> <p>○中小企業事業(中小企業向け)</p> <p>【金利】基準利率(借入後当初3年間 基準利率-0.9%) 【限度額】6億円 (借入後当初3年間の利下げの対象となる借入限度額4億円) 【申込方法】日本政策金融公庫(中小企業事業)へ申し込む。</p>	<p>日本政策金融公庫広島支店 国民生活事業(TEL:244-2231) 中小企業事業(TEL:247-9151)</p>
	<p>※日本政策金融公庫経営環境変化対応資金</p> <p>同感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者の資金繰りの改善に必要な資金</p> <p>○国民生活事業(主に小規模事業者向け)</p> <p>【限度額】4,800万円 【申込方法】日本政策金融公庫(国民生活事業)へ申し込む。</p> <p>○中小企業事業(中小企業向け)</p> <p>【限度額】7億2,000万円 【申込方法】日本政策金融公庫(中小企業事業)へ申し込む。</p>	<p>日本政策金融公庫広島支店 国民生活事業(TEL:244-2231) 中小企業事業(TEL:247-9151)</p>
	<p>※日本政策金融公庫国民生活事業(衛生環境激変特別貸付)</p> <p>同感染症の影響により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方向けの資金</p> <p>【限度額】別枠1,000万円(旅館業は別枠3,000万円) 【申込方法】日本政策金融公庫(国民生活事業)へ申し込む。</p>	<p>日本政策金融公庫広島支店 国民生活事業(TEL:244-2231)</p>

区分	内容	担当課等			
融資に関すること	<p>※小規模事業者経営改善資金融資(マル経)</p> <p>商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者が、同感染症の影響を受けて最近1か月の売上高等または過去6か月(最近1か月を含みます。)の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期に比べて5%以上減少しているまたはこれと同様の状況の場合に日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資</p> <p>【金利】特別利率F(借入後当初3年間 特別利率F-0.9%) 【限度額】3,000万円(2,000万円+別枠1,000万円) (借入後当初3年間の利下げの対象となる 借入限度額は別枠の1,000万円) 【申込方法】広島商工会議所等に申し込む。</p>	<p>【中区・東区・南区・西区に所在する事業者】 広島商工会議所(TEL:222-6610)</p> <p>【安佐南区・安佐北区・安芸区・佐伯区に所在する事業者】 担当地区の商工会</p> <p>日本政策金融公庫広島支店 国民生活事業(TEL:244-2231)</p>			
経営上のお悩みに関すること	相談窓口(平日 8時30分~17時15分)				
	融資に関すること	<p>広島市中小企業支援センター (TEL:278-8032 FAX:278-8570) 広島市経済観光局産業立地推進課 (TEL:504-2241 FAX:504-2259)</p>			
	経営全般に関すること	<p>広島市中小企業支援センター (TEL:278-8032 FAX:278-8570) 広島市経済観光局商業振興課 (TEL:504-2236 FAX:504-2259)</p>			
	アドバイザー派遣 中小企業診断士、社会保険労務士、税理士等の専門家を派遣し、ニーズに即した助言を行います(新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者は、5回まで無料)。	<p>広島市中小企業支援センター (TEL:278-8032 FAX:278-8570)</p>			
	※国等が設置している特別相談窓口	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="1038 969 1114 1682">平日</td> <td data-bbox="1114 969 1522 1682"> <p>中国経済産業局中小企業課 (TEL:224-5661) 中小企業基盤整備機構中国本部 (TEL:502-6300) 広島県よろず支援拠点 (TEL:240-7706) 広島県中小企業団体中央会 (TEL:228-0926) 広島県商工会連合会 (TEL:247-0221) 広島商工会議所 (TEL:222-6610) 広島県信用保証協会 (TEL:228-5501) 商工組合中央金庫 広島支店 (TEL:248-1151) 商工組合中央金庫 広島西部支店 (TEL:277-5421) 日本政策金融公庫 広島支店 中小企業事業 (TEL:247-9151) 日本政策金融公庫 広島支店 国民生活事業 (TEL:244-2231)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1038 1682 1114 2087">休日</td> <td data-bbox="1114 1682 1522 2087"> <p>中国経済産業局中小企業課 (TEL:224-5661) 広島県信用保証協会 (TEL:228-5501) 商工組合中央金庫 (TEL:0120-542-711) 日本政策金融公庫 中小企業事業 (TEL:0120-327790) 日本政策金融公庫 国民生活事業 (TEL:0120-112476) 広島県よろず支援拠点 (TEL:080-3729-3762)</p> </td> </tr> </table>	平日	<p>中国経済産業局中小企業課 (TEL:224-5661) 中小企業基盤整備機構中国本部 (TEL:502-6300) 広島県よろず支援拠点 (TEL:240-7706) 広島県中小企業団体中央会 (TEL:228-0926) 広島県商工会連合会 (TEL:247-0221) 広島商工会議所 (TEL:222-6610) 広島県信用保証協会 (TEL:228-5501) 商工組合中央金庫 広島支店 (TEL:248-1151) 商工組合中央金庫 広島西部支店 (TEL:277-5421) 日本政策金融公庫 広島支店 中小企業事業 (TEL:247-9151) 日本政策金融公庫 広島支店 国民生活事業 (TEL:244-2231)</p>	休日
平日	<p>中国経済産業局中小企業課 (TEL:224-5661) 中小企業基盤整備機構中国本部 (TEL:502-6300) 広島県よろず支援拠点 (TEL:240-7706) 広島県中小企業団体中央会 (TEL:228-0926) 広島県商工会連合会 (TEL:247-0221) 広島商工会議所 (TEL:222-6610) 広島県信用保証協会 (TEL:228-5501) 商工組合中央金庫 広島支店 (TEL:248-1151) 商工組合中央金庫 広島西部支店 (TEL:277-5421) 日本政策金融公庫 広島支店 中小企業事業 (TEL:247-9151) 日本政策金融公庫 広島支店 国民生活事業 (TEL:244-2231)</p>				
休日	<p>中国経済産業局中小企業課 (TEL:224-5661) 広島県信用保証協会 (TEL:228-5501) 商工組合中央金庫 (TEL:0120-542-711) 日本政策金融公庫 中小企業事業 (TEL:0120-327790) 日本政策金融公庫 国民生活事業 (TEL:0120-112476) 広島県よろず支援拠点 (TEL:080-3729-3762)</p>				

区分	内容	担当課等
給付金等に関する事	<p>広島市交通事業者等支援金</p> <hr/> <p>原油価格高騰の影響を受け、厳しい事業環境にある広島市内の公共交通事業者等に対し、広島市公共交通事業者等支援事業実行委員会から支援金を給付</p> <p>【対象事業者】 広島市内に本店、支店または営業所等を置き、次に掲げるいずれかの対象事業を行う事業者(個人事業主を含む)</p> <p>【対象事業】 (乗合バス事業) 1. 広島市内を発地または着地とする路線を運行する一般乗合旅客自動車運送事業(乗車定員11人以上の車両による事業のみ) (貸切バス事業) 2. 一般貸切旅客自動車運送事業 (タクシー事業) 3. 一般乗用旅客自動車運送事業(個人・福祉輸送事業限定・乗車定員11人未満の車両による一般乗合旅客自動車運送事業を含む) (旅客船事業) 4. 広島市内を起点または終点とする航路を運航する一般旅客定期航路事業・旅客不定期航路事業 (トラック事業) 5. 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を含む)・特定貨物自動車運送事業・貨物軽自動車運送事業 ※特殊自動車、被けん引、二輪及びタクシー車両は除く</p> <p>【対象車両】 令和4年1月から令和4年12月の各月初めの時点で国土交通省中国運輸局広島運輸支局に対象事業の用に供するために広島市内の営業所等で届出がされている車両。</p> <p>【対象旅客船】 令和4年1月から令和4年12月の各月初めの時点で国土交通省中国運輸局に対象事業の用に供するための認可を受けている船舶。</p> <p>【申請方法】 事務局への郵送(簡易書留)またはレターパック</p> <p>【申請受付期間】 第1期:令和4年10月3日～令和4年10月31日 第2期:令和4年12月1日～令和4年12月28日</p>	<p>広島市公共交通事業者等支援事業実行委員会事務局 (TEL:082-248-6857) 9:30～12:00、13:00～17:00(月～金曜日) ※土日祝日、年末年始(12/29～1/3)は除く</p>

区分	内容	担当課等
補助金に関すること	<p>※小規模事業者持続化補助金</p> <p>小規模事業者の販路開拓等、生産性向上に資する取組を支援する補助金。</p> <p>《一般型》 【限度額】50～200万円 【補助率】補助対象経費の3分の2(賃金引上げ枠のうち赤字事業者は4分の3)</p> <p>《低感染リスク型ビジネス枠》 新型コロナ感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に関する取組を支援。 【限度額】上限100万円 【補助率】補助対象経費の4分の3</p> <p>【申込方法】 商工会地区は、広島県商工会連合会へ申請する。 商工会議所地区は、日本商工会議所へ申請する。 (優先的な支援を受けるためには、市が発行する証明書を提出する必要があります。)</p>	<p>【商工会地区】 広島県商工会連合会 (TEL:247-0221)</p> <p>【商工会議所地区】 日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局 (TEL:03-6447-2389)</p>
	<p>※事業再構築補助金</p> <p>新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援する補助金</p> <p>【補助金額】 【通常枠】中小企業者等、中堅企業等ともに 従業員数20人以下：100万円～2,000万円 従業員数21～50人：100万円～4,000万円 従業員数51～100人：100万円～6,000万円 従業員数101人以上：100万円～8,000万円</p> <p>【補助率】 【通常枠】中小企業者等 3分の2 (6,000万円を超える部分は2分の1) 中堅企業等 2分の1 (4,000万円を超える部分は3分の1) ※通常枠の他、取組内容に応じた特別枠があります。 【公募期間】令和5年2月15日18時～令和5年3月24日18時 【申込方法】事業再構築補助金ホームページより電子申請する。</p>	<p>事業再構築補助金事務局 コールセンター (TEL:0570-012-088)</p>
	<p>※ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金[一般型・グローバル展開型]</p> <p>新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援します。</p> <p>詳細は、ものづくり補助金総合サイトで確認してください。</p>	<p>ものづくり補助金事務局 (TEL:050-8880-4053)</p>
	<p>※ものづくり価値創出支援補助金</p> <p>応用・実用化開発に取り組む県内ものづくり企業等を支援する補助金</p> <p>【限度額】5,000万円 【補助率】2分の1以内(デジタル化又は輸送用機械器具製造業のカーボンニュートラルに係る新分野展開・事業転換をテーマにしている場合は3分の2以内) 【公募期間】 申請受付期間は終了しました。</p>	<p>広島県商工労働局イノベーション推進チーム (TEL:082-513-3362)</p>
	<p>※人材確保等支援助成金(テレワークコース)</p> <p>良質なテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に助成します。</p> <p>詳細は、厚生労働省ホームページで確認してください。</p>	<p>広島労働局 雇用環境・均等室 (TEL:082-221-9247)</p>

区 分	内 容	担当課等
補助金に関すること	<p>※サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助</p> <p>生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい製品・部素材、又は国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材について、国内で生産拠点等を整備しようとする際の設備導入等を支援する補助金</p> <p>【限度額】100億円 【補助率】大企業2分の1以内、中小企業3分の2以内 【申込方法】申請受付期間は終了しました。</p>	<p>サプライチェーン対策のための国内投資促進事業事務局 (TEL:03-6825-5476)</p>
	<p>※海外サプライチェーン多元化等支援事業</p> <p>特にアジア地域における生産の多元化等によってサプライチェーンを強化するための設備導入を支援する補助金</p> <p>【申請金額】1億円～15億円 【補助率】大企業2分の1以内、中小企業等3分の2以内に補助率調整指数(20%から100%)を乗じた率以内 【申込方法】日本貿易振興機構(ジェトロ)へ申請する。</p>	<p>海外サプライチェーン多元化等支援事業支援事務局 (TEL:03-3582-5410)</p>
	<p>※広島県飲食事業者チャレンジ応援事業</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格・物価高騰が続く中、社会経済活動の両立を図るとともに、広島サミットに向けたインバウンド観光客の受入環境整備など、県内中小飲食事業者が取り組む前向きな事業活動を後押しするため、経費の一部を助成</p> <p>事前申出受付 R4.10.17～R4.12.28</p> <p>【助成対象者】広島県内中小飲食事業者(広島積極ガード店ゴールド認証店) 【助成金額】1事業者当たり上限30万円(下限10万円) 【助成率】10分の9以内 【助成対象期間】事前申出完了通知日～R5.4.28(最長4カ月間)</p>	<p>飲食事業者チャレンジ応援事業事務局 (TEL:082-248-6872) 9:30～12:00、13:00～17:00(平日のみ)</p>
	<p>※雇用調整助成金(特例措置)</p> <p>雇用調整(休業等)を実施する事業主に対し、休業手当等の一部を助成(新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業主には経過措置あり)</p> <p>※詳細は、厚生労働省ホームページで確認してください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html</p>	<p>雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター (TEL:0120-60-3999) 広島労働局職業対策課 (TEL:502-7832)</p>
	<p>※外国人受入企業等緊急支援事業補助金</p> <p>新型コロナウイルス感染症の水際対策のため、県内中小企業等が負担した雇用予定の外国人材が入国後に待機する期間中(令和3年11月8日から令和5年2月28日まで)の宿泊費及び待機期間短縮のための検査費の一部を支援</p> <p>【補助率等】補助率2分の1、1人当たり4万5千円/人(宿泊費:1泊当たりの上限額3千円/検査費:上限額1万円) 【申請期間】令和3年11月8日(月)～令和5年3月10日(木) ※当日消印有効 【申請方法】郵送による申請</p>	<p>商工労働局 雇用労働政策課 外国人材受入企業等緊急支援事業補助金担当(TEL:082-513-2838)</p>

区分	内容	担当課等
補助金に関すること	<p>夜間・早朝の活用によるにぎわい創出事業補助金</p> <p>【内容】 観光客の誘客促進及び滞在時間の延長を図り、観光需要の回復を促進するため、夜間・早朝の時間帯を生かした新たなイベント等を行う民間事業者等に対し、その取組に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 株式会社(旧有限会社を含む)、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、商店街振興組合等の法人格を有する者</p> <p>【補助対象事業】 多くの観光客を集客し、夜間・早朝における広島市の観光振興につながる以下の事業。なお、同一の者による申請は、全体で1件まで。 A: 定期的を実施する夜間・早朝のイベント(以下「A事業」という。) B: 夜間・早朝のイベント(単発実施も可)(以下「B事業」という。) C: 夜間・早朝の観光資源のPR活動(以下「C事業」という。)</p> <p>【補助率】 補助対象経費の5分の4以内</p> <p>【補助限度額】 A事業 2,000万円 B事業 500万円 C事業 500万円</p> <p>【申請受付期間】 申請受付期間は終了しました。</p> <p>詳細は、以下のホームページを確認してください。 ・広島市ホームページ https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/116/264540.html</p>	<p>広島市経済観光局観光政策部 (TEL:082-504-2243) 月～金:8:30～17:15(土・日・祝日は除く)</p>
雇用に関すること	<p>※小学校等の臨時休業に伴う保護者 (企業に雇用されている方)の休暇取得支援</p> <p>新型コロナウイルス感染症にかかる小学校等の臨時休業により影響を受ける労働者を支援するため、労働基準法上の年次有給休暇とは別途有給の休暇を取得させた企業に対し助成する制度が設けられています。</p> <p>申請書は、学校等休業助成金・支援金受付センターに郵送(配達記録が残るもの)で提出してください。詳細は、厚生労働省ホームページで確認してください。</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター (TEL:0120-60-3999)</p>

区 分	内 容	担当課等
雇用に関すること	※小学校等の臨時休業に伴う保護者 (委託を受けて個人で仕事をする方)への支援	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金 コールセンター (TEL:0120-60-3999)
	新型コロナウイルス感染症にかかる小学校等の臨時休業に伴い、子どもの世話をするため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援する制度が設けられています。 申請書は、学校等休業助成金・支援金受付センターに郵送(配達記録が残るもの)で提出してください。詳細は、厚生労働省ホームページで確認してください。	
	※妊娠中の女性労働者の休暇取得支援	広島労働局雇用環境・均等室 (TEL:221-9247)
	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できるよう、女性労働者のための有給の休暇制度を設けて取得させる事業主を支援する制度が設けられています。 詳細は、厚生労働省ホームページで確認してください。	
	※両立支援等助成金(介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」)	広島労働局雇用環境・均等室 (TEL:221-9247)
	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度を設け、家族の介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した中小企業事業主を支援する制度が設けられています。 詳細は、厚生労働省ホームページで確認してください。	
※働き方・休み方改善コンサルタント	広島労働局雇用環境・均等室 (TEL:221-9247)	
新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う特別休暇制度について、新たに導入を検討する場合は「働き方・休み方改善コンサルタント」による就業規則の整備支援等が無料で利用できます。		
※新型コロナウイルス感染症対応トライアル助成金	広島労働局 (TEL:082-502-7832) 各ハローワークコールセンター (TEL:0120-60-3999)	
コロナで離職を余儀なくされた方を雇いたい※シフトの減で実質的に離職と同様の状態にある方も含む (新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース) 【助成額等】 通常の場合:一人当たり月額4万円助成(雇入れの日から最長3ヶ月間) 増額となる場合※要件あり:一人当たり月額5万円助成(雇入れの日から最長3ヶ月間)		

区分	内容	担当課等
雇用に関すること	※業務改善助成金(通常コース) 事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成。新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。 詳細は、厚生労働省ホームページで確認してください。	業務改善助成金コールセンター (TEL:0120-366-440)
	※業務改善助成金(特例コース) 新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等及び原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を支援する助成金。 詳細は、厚生労働省ホームページで確認してください。	
	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けられなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター (TEL:0120-221-276)
	雇用シェア(在籍型出向制度) 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るために、人手不足等の企業との間で雇用シェア(在籍型出向制度)を活用する場合に、双方の企業に対して出向のマッチングを無料で行います。	公益財団法人産業雇用安定センター広島事務所 (TEL:545-6800)
	※産業雇用安定助成金 出向中の費用を出向元・先双方に最大で中小は9/10、大企業は3/4助成(日額最大12,000円 出向元・先の計)さらに出向に係る初期費用1人当たり最大15万円助成します。 詳細は、厚生労働省ホームページで確認してください。	広島労働局 (TEL:082-502-7832) 各ハローワークコールセンター (TEL:0120-60-3999)
	※国が設置している特別相談窓口(平日8時30分～17時00分) (新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業等の労働に関する相談)	広島労働局総合労働相談コーナー (TEL:221-9296)
	農業融資相談	※農業融資全般に関する相談(平日8時30分～17時15分)
農業関係の融資に関すること	※日本政策金融公庫資金 (農林漁業セーフティネット資金、農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)、経営体育成強化資金) 【対象】新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった農業者など 【資金の使途】農業者の経営の維持安定に必要な資金など 【申込方法】取扱金融機関へ申し込む。	【取扱金融機関】 日本政策金融公庫 広島支店 農林水産事業 (TEL:249-9152)
	※農業近代化資金 【対象】新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった農業者など 【資金の使途】長期運転資金など 【申込方法】取扱金融機関へ申し込む。	【取扱金融機関】 融資機関(JA、銀行等)の各支店 JA広島市 融資審査課 (TEL:831-5922) JA安芸 金融共済部融資審査健全課 (TEL:822-6212)

区分	内容	担当課等
林業関係の融資に関すること	※日本政策金融公庫資金 (農林漁業セーフティネット資金) 【対象】新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった林業者など 【資金の使途】林業者の経営の維持安定に必要な資金など 【申込方法】取扱金融機関へ申し込む。	広島県農林水産局林業課 (TEL:513-3688) 【取扱金融機関】 日本政策金融公庫 広島支店 (TEL:249-9152)
	※農林漁業信用基金による債務保証 (林業・木材産業災害復旧対策保証「新型コロナウイルス感染症対策」) 【対象】新型コロナウイルス感染症により、経済的被害が見込まれ事業継続に支障をきたしている林業・木材産業を営む方 【資金の使途】新型コロナウイルス感染症による影響に対応するために必要な新たな資金 【申込方法】取引先の金融機関へ直接申し込む。	【相談窓口】 農林漁業信用基金 (TEL:03-3294-5585・5586)
漁業関係の融資に関すること	※日本政策金融公庫資金 (農林漁業セーフティネット資金) 【対象】新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった漁業者など 【資金の使途】漁業者の経営の維持安定に必要な資金など 【申込方法】取扱金融機関へ申し込む。	【取扱金融機関】 日本政策金融公庫 広島支店 (TEL:249-9152)
	※漁業近代化資金 【対象】新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった漁業者など 【資金の使途】指定水産動植物(かき、あさり等)の種苗の購入及び又は育成に必要な資金 【申込方法】取扱金融機関へ申し込む。	広島県農林水産局水産課 (TEL:513-3610) 【取扱金融機関】 広島県信用漁業協同組合連合会 (TEL:247-2301)
福祉関係の融資に関すること	※福祉貸付事業 【対象】 新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた福祉関係施設 【内容】 経営資金の貸付利率等の優遇融資、福祉医療機構の既往貸付の返済猶予 【新規貸付の申込方法】 独立行政法人福祉医療機構のホームページ (https://www.wam.go.jp/hp/)に掲載している「主な説明項目」等をご熟読の上、借入申込書等をご記入いただき、右記宛先まで書類を送付してください。	<相談窓口> ●新規貸付の相談 独立行政法人福祉医療機構 新型コロナ対応支援室 福祉貸付専用フリーダイヤル:0120-343-862 ※携帯電話等でつながらない場合:03-3438-0403 ●既往貸付の相談 独立行政法人福祉医療機構 顧客業務部顧客業務課 フリーダイヤル:0120-343-864 ※携帯電話等で繋がらない場合:03-3438-9939 ※当機構ホームページ掲載のお問い合わせフォームからのご相談も可能です。 <書類送付先> 〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル9階 新型コロナウイルス対応支援室 借入申込書 受付担当(福祉)

区分	内容	担当課等
税金・水道料金・使用料等に関すること	<p>税金</p> <p>○法人市民税・事業所税の申告期限の延長 法人市民税・事業所税について、期限までに申告書を提出することが困難な場合には、申請により期限を延長する制度があります。</p>	<p>広島市財政局市民税課法人課税係 (TEL:504-2093 FAX:504-2129)</p>
	<p>○固定資産税の軽減措置 中小事業者等が中小企業等経営強化法(または生産性向上特別措置法)に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する一定の償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税を3年度間ゼロとする軽減措置が講じられます。</p> <p>※この軽減措置の適用を受けるには、必要書類を添付した償却資産申告書を、固定資産税課償却資産係、市税事務所の家屋係・税務室に提出する必要があります。</p>	<p>・償却資産の申告について 広島市財政局固定資産税課償却資産係 (TEL:504-2127)</p> <p>・先端設備等導入計画について 広島市経済観光局ものづくり支援課 (TEL:504-2238)</p>
	<p>税金</p> <p>○市税の徴収猶予 新型コロナウイルス感染症の影響等により一時に納付することが困難であり一定の要件に該当する場合、猶予制度の適用を受けることができます。</p>	<p>広島市財政局収納対策部各課 (FAX:249-3901 各課共通)</p> <p>中区:徴収第一課(TEL:504-0131 504-0134) 東区:徴収第三課(TEL:504-0321) 南区:徴収第一課(TEL:504-0132 504-0133) 西区:徴収第二課(TEL:504-0211 504-0212 504-0214) 安佐南区:徴収第四課(TEL:504-0411 504-0412) 安佐北区:徴収第四課(TEL:504-0413 504-0414) 安芸区:徴収第三課(TEL:504-0322) 佐伯区:徴収第二課(TEL:504-0213) 市外:徴収第三課(TEL:504-0323 504-0324) 高額滞納分:特別滞納整理課(TEL:504-2128)</p>
<p>水道・下水道</p> <p>水道料金及び下水道使用料の支払い期限の猶予</p>	<p>広島市水道局中央営業所 中営業係(TEL:221-5522 FAX:511-6925) 東営業係(TEL:511-6922 FAX:511-6925) 南営業係(TEL:511-6933 FAX:221-3060) 西営業係(TEL:511-6944 FAX:221-3060) 水道局安佐南営業所(TEL:831-4565 FAX:877-0679) 水道局安佐北営業所(TEL:819-3958 FAX:814-8859) 水道局安芸営業所(TEL:821-4949 FAX:823-6624) 水道局佐伯営業所(TEL:923-4121 FAX:922-6985) (広島市水道局営業課庶務係(TEL:511-6832 FAX:221-3110)) (広島市下水道局管理課使用料係(TEL:241-8258 FAX:248-8273))</p>	
<p>償還条件等の緩和に関すること</p>	<p>下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金の徴収猶予</p>	<p>広島市下水道局計画調整課調整係(TEL:504-2406 FAX:504-2429)</p>

区 分	内 容	担当課等
スポーツ活動への支援に関すること	<p>○スポーツ大会主催者への支援</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地元スポーツ団体の活動再開を支援するため、感染防止対策を取りつつ開催されるスポーツ大会に対し、補助金を支給します。</p> <p>【対象となるスポーツ大会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島市内で開催される大会 など <p>【対象となる大会主催団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (公財)広島市スポーツ協会に加盟する団体 ・ 広島市スポーツ少年団 ・ 地域福祉活動団体 など <p>【補助金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加選手の数により金額に上限あり 10～ 20人: 2万円 21～ 50人: 5万円 51～100人: 10万円 101～200人: 20万円 201人以上 : 40万円 <p>※対象経費の2分の1の範囲内で交付</p> <p>【申込方法】</p> <p>広島市スポーツ振興課へ申請</p>	広島市市民局スポーツ振興課 (TEL: 504-2504)
その他の相談等に関すること	<p>※日本弁護士連合会「中小企業のためのひまわりほっとダイヤル」 電話受付時間 平日10:00～12:00、13:00～16:00 (祝日を除く)</p> <p>※地域の弁護士会の専用窓口につながり、後日、弁護士から折り返しの電話(相談内容によっては面談)で相談(初回30分の相談につき無料)</p> <p>心と体の健康相談</p>	<p>電話: 0570-001-240 (広島市企画総務局市民相談センター)</p> <p>中区地域支えあい課 (TEL: 504-2109, 504-2528 FAX: 504-2175)</p> <p>東区地域支えあい課 (TEL: 568-7735, 568-7729 FAX: 568-7781)</p> <p>南区地域支えあい課 (TEL: 250-4133, 250-4108 FAX: 254-9184)</p> <p>西区地域支えあい課 (TEL: 294-6384, 294-6235 FAX: 294-6311)</p> <p>安佐南区地域支えあい課 (TEL: 831-4944, 831-4942 FAX: 870-2255)</p> <p>安佐北区地域支えあい課 (TEL: 819-0616, 819-0586 FAX: 819-0602)</p> <p>安芸区地域支えあい課 (TEL: 821-2820, 821-2809 FAX: 821-2832)</p> <p>佐伯区地域支えあい課 (TEL: 943-9733, 943-9731 FAX: 923-1611)</p> <p>精神保健福祉センター(心の健康相談) (TEL: 245-7731 FAX: 245-9674)</p>